

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、同年〇月〇日以降基本手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社を離職した。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、公共職業安定所に出頭し、雇用保険の受給資格の決定を求めた。その際、請求人は、就職困難者として障害者求職登録をしたい旨申し出たところ、安定所長は、請求人に対し、身体障害者手帳や主治医の意見書・診断書等の資料の提出が必要である旨説明した。請求人は、自動車運転免許証の返納の可能性があることを理由として、身体障害者手帳等の資料を提出せずに、障害者としての求職登録を主張したが、安定所長は同主張を認めず、一般求職者として求職登録をし、所定給付日数を90日とし、受給資格の決定を行った。
- 3 安定所長は、平成〇年〇月〇日、失業の認定対象期間終了に伴い、同年〇月〇日以降については、基本手当を支給しないとする処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求を行ったが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服とし、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の障害等級第3級の障害を2つも重複して抱えており、かかる事情は雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）上の「就職が困難なもの」と同等な事情といえることから、本件処分は取り消されるべきである旨主張するところ、以下検討する。

(2) まず、法第22条第2項に規定する「就職が困難なもの」とは、決定書理由に説示するとおり、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第2条各号に規定する身体障害者等を指すものである。また、同条第2号によれば、身体障害者とは、「障害者のうち、身体障害者であつて別表に掲げる障害があるものをいう。」と定義されている。

次に、障害者雇用促進法に規定する身体障害者であることの確認については、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「則」という。）第19条第2項において、安定所長は、基本手当の支給を受けようとする者が則第32条各号に該当する場合（「就職が困難なもの」に該当する場合）、必要があると認めるときは、その者が同号に該当する者であることの実を証明するための書類の提出を命ずることができることとされている。そして、行政実務上、身体障害であることの確認は、決定書理由に説示するとおり、医師の証明書、求職登録票又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規

定する身体障害者手帳等で行うこととされている。

- (3) そこで、本件についてみると、請求人は、上記第2の2のとおり、安定所長から身体障害者手帳等の資料の提出を求められるも、これらの資料を提出しなかったことから、安定所長は、障害者雇用促進法第2条第2号に規定する身体障害者であるとの確認ができないために本件処分を行ったものであり、当審査会としても、本件処分は、上記(2)記載の関係法令等に照らし、これを妥当なものであると判断する。
- (4) ところで、請求人は、厚生年金保険法に基づく障害年金の証書等を提出し、これらの証書によれば、法に規定する「就職困難なもの」に該当することは明らかである旨主張するが、同主張については、決定書理由に説示するとおり、法における「就職が困難なもの」とは、身体障害者福祉法に基づく制度により判断するものであり、請求人が提出する上記資料のみをもって障害者雇用促進法上の身体障害者と認めることはできないものであることから、採用することはできず、上記(3)の判断を左右しない。
- (5) また、請求人は、自身の抱える障害が理由で事実上解雇に至った旨主張するも、同主張を客観的に裏付ける資料は何ら提出されておらず、同主張についても採用することはできない。

3 結 論

以上のとおり、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。